

万年くらい前に海底で堆積した地層)中に存在している。

天然ガス自動車 P135,145

硫黄等の不純物を含まない天然ガスを燃料とする自動車で、粒子状物質を排出せず、窒素酸化物の排出量も少ない。

天然生林 P29

植栽あるいは播種により成立した「人工林」に対して、天然更新(周辺の樹木から自然に落ちてきた種子が発芽し育つこと)により成立した森林を、その後の保育管理において人為が加わったかどうかを問わず「天然林」と呼ぶ。

さらに、更新に当たって補助作業(自然に落ちてきた種子が発芽しやすいようにする地掻きなどの作業)や保育作業(間伐など)が加わった森林を「天然生林」と呼ぶが、人工林と天然林を対比して言う場合は、天然生林は天然林に含まれる。

特定外来生物 P69

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づき、生態系、人の身体・生命、農林水産業等に被害を及ぼし、又はおそれがあるものとして政令で指定され、輸入、販売、飼育、栽培、運搬等が禁止されている生物。

特定フロン P33

フロン類である CFC(クロロフルオロカーボン)のうち、モントリオール議定書付属書AグループIに定める CFC-11, CFC-12, CFC-113, CFC-114, CFC-115 の5物質を指す。

特別管理産業廃棄物 P97

産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして法で定めたものを言う。

なお、同様の性状を有する一般廃棄物として、特別管理一般廃棄物がある。

特別緑地保全地区 P60

都市内に残された緑地を県知事又は市町村長が計画決定することにより、一定規模以上の建築行為、木竹の伐採などの行為について許

可制とし、現状凍結的な厳しい規制を行い保全する地区。この代償措置として損失補償、土地の買取り及び固定資産税の減免措置等がとられている。

[な行]

二酸化いおう P120

石油などの硫黄分を含んだ燃料が燃焼して生じる汚染物質である。一般的に燃焼過程で発生するのは大部分が二酸化硫黄(SO_2 : 亜硫酸ガス)であり、無水硫酸(SO_3)が若干混じる。環境基準は、二酸化硫黄(SO_2)について定められている。

硫黄酸化物は、人の呼吸器に影響を与えたり、植物を枯らしたりする。

二次汚濁 P51,164

閉鎖性水域において、河川等の公共用水域から流入する汚濁(一次汚濁)のほか、窒素やりんなどが栄養源となり、光合成によりプランクトンが増殖し、新たに二次的な汚れを発生させることを言う。

燃料電池自動車 P15,145

燃料電池によって発生した電気によりモーターを動かして走行する自動車。

燃料電池は、水素と空気中の酸素を化学反応させ電気を作る装置で、原理的に排出されるのは水だけで、温室効果ガスや大気汚染物質が排出されないため、「究極のエコカー」とも言われている。

$\text{m}^3 \text{N/h}$ (ノルマル立方メートル毎時) P130

気体は圧力、温度によって体積が変化するため、温度が 0°C 、圧力が1気圧の状態に換算して時間当たりの気体の排出量などを表す単位。

[は行]

パークアンドライド P136

自家用自動車と公共交通とが相互連携する交通システムのこと。マイカー通勤者を対象とし、郊外の駐車場でバスに乗り換え、都心へ通勤するものが代表的である。これにより、都心への自動車流入の抑制、公共交通利用者の増加を図ることができ、都市部の活性化に資するものと

期待されている。

バイオマスタウン P111

バイオマスの発生から利用までが効率的なプロセスで結ばれた総合的利活用システムが構築され、安定的かつ適正なバイオマス利活用が行われているか、あるいは今後行われることが見込まれる地域をいう。市町村が「バイオマスタウン構想」を作成し、国に提出していたが、平成21年の「バイオマス活用推進基本法」制定以後は、市町村は「バイオマス活用推進計画」を策定するよう努めることとなった。

曝露 P205

肺・腸管・皮膚を通じて汚染物質と接触し吸収すること。

BOD(生物化学的酸素要求量) P164

Biochemical Oxygen Demand の略。CODとともに有機物による水質汚濁の程度を示すもので、有機物などが微生物によって酸化、分解される時に消費する酸素の量を濃度で表した値をいう。数値が大きくなる程汚濁が著しい。

ppm P122

parts per milion の略。100万分の1を表す単位で、濃度や含有率を示す容量比、重量比のこと。

1 ppmとは、大気汚染物質の濃度表示では大気1 m³の中にその物質が1 cm³含まれていること。

ppmC P124

VOCの濃度を表す単位の一つ。単一成分の場合、容積濃度を表す ppmにその物質の炭素数を乗じたものが「ppmC」となる。

例えば、トルエン(C₇H₈)の場合、炭素数は7なのでトルエン濃度が1 ppmの場合7 ppmCになる。

混合ガスの場合は、それぞれの成分ごとに炭素数を乗じて ppmCに換算したものを足し合わせる。

ビオトープ P60,65

生物を意味する Bio と場所を意味する Tope とを合成した言葉で、野生生物が生息できる空間を意味する。

微小粒子状物質(PM2.5) P17,120

浮遊粒子状物質(SPM)のうち、粒径2.5マイクロメートル以下の小さなもの。一般にPM2.5と呼ばれる。微小粒子状物質は、粒径が小さいことから、肺の奥深くまで入りやすく、様々な健康影響の可能性が懸念されているため、国は、平成21年9月9日に「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準」を設定した。環境基準は、「1年平均値が15 μg/m³以下であり、かつ、1日平均値が35 μg/m³以下であること」とされ、達成期間は、「早期達成に努めるものとする」とされている。

ヒートアイランド現象 P29,60

都市域において、人工物の増加、地表面のコンクリートやアスファルトによる被覆の増加、それに伴う自然的な土地の被覆の減少、さらに冷暖房などの人工排熱の増加により、地表面の熱収支バランスが変化し、都心域の気温が郊外に比べて高くなる現象。この現象は、都市及びその周辺の地上気温分布において、等温線が都心部を中心として島状に市街地を取り巻いている状態により把握することができるため、ヒートアイランド(熱の島)と言われる。

標準酸素濃度補正方式 P130

排ガス中の汚染物質濃度は、排ガス中の空気濃度によって変化するため、定められた基準酸素濃度によって汚染物質の濃度を補正する規制方式を言う。

現在、ばいじん、窒素酸化物及び廃棄物焼却炉からの塩化水素についてこの方式による濃度規制が行われている。

富栄養化 P165

閉鎖性水域において、河川などから窒素、りんなどの栄養塩類が運び込まれて豊富に存在するようになり、生物生産が盛んになることを言う。

微生物が急激に増殖する一方、それを餌とする魚類等の生物の増殖が追いつかないため、アオコ、赤潮等の問題が発生する。

不等沈下 P185

構造物の沈下が一様でなく、場所によって沈下量に差が生じることを言う。建物や護岸などの構造物に障害を与えるため、特に注意が必要とされている。

浮遊粒子状物質 (SPM: Suspended Particulate Matters) P120

大気中に気体のように長期間浮遊しているばいじん、粉じん等の微粒子のうち粒径が10マイクロメートル(1cmの1000分の1)以下のもので、大気中に長時間滞留し、肺や気管などに沈着して呼吸器に影響を及ぼす危険がある。

プラグインハイブリッド自動車 P145

エンジンにモーター等の動力源を組み合わせたハイブリッド自動車に、家庭用電源などから直接バッテリーに充電できる機能を備えた自動車。

フロン回収破壊法 P33

「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」の略称。特定製品に使用されているフロン類の回収及び破壊を実施するための措置等を定めた法律。

フロン類 P33

フロンとは、炭素、フッ素等からなる化合物であり、フロンという総称は日本のみで使われ、正式にはフルオロカーボンと言う。CFC(クロロフルオロカーボン)、HCFC(ハイドロクロロフルオロカーボン)などの種類があり、またこれらの代替物質として、オゾン層を破壊しないものの温室効果の高いHFC(ハイドロフルオロカーボン)があり、フロン回収破壊法では、CFC、HCFC、HFCを合わせてフロン類と定義している。

閉鎖性水域 P51,164

地形により水の出入りが悪い内湾、内海、湖沼等の水域を言う。

ベンゼン(C₆H₆) P121

芳香族炭化水素のひとつでベンゼールともいう。水に溶けにくく、有機溶剤に溶けやすい。常温常圧では無色の液体で特有の芳香があり、揮発性、引火性が高い。合成ゴムや染料等の原料、ガソリンのアンチノック剤、溶媒等として広範に使用されている。人体に対する影響は、急性毒性として麻酔作用が、慢性毒性として骨髄造

血機能の障害がある。さらに、骨髄性白血病を起こし、発がん性があるとされる。我が国では、「労働安全衛生法施行令」により特定化学物質等として規制されている。

保安林 P29

水源のかん養や災害の防備のため農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。伐採や土地の形質の変更等が制限される。

ポリ塩化ビフェニル P102

PCB (polychlorinated biphenyls)。水に溶けない、化学的に安定、絶縁性に優れる、沸点が高い等の性質を持つ工業的に合成された物質。

主に電気製品のコンデンサ、トランス、熱媒油・潤滑油、感圧複写紙に利用されていた。

健康及び環境への有害性が確認され、昭和47年に製造が禁止されたが、分解されにくいため、広範に環境中に残留していることが確認されている。

[ま行]

メタンガス P113

可燃性ガス、化学式CH₄。温室効果ガスでもある。

面的評価 P148

「騒音規制法」に基づく自動車騒音の常時監視において、自動車騒音の状況を把握する方法。自動車騒音が支配的な地域を「道路に面する地域」としていることから、「道路に面する地域の環境基準」の達成状況を評価する。

道路構造条件、沿道条件、沿道騒音レベルの実測(または自動車の交通量及び速度の実測)などをもとに、道路端から50mの範囲について建物での騒音レベルを推計し、評価区間内の住居数に対し、環境基準を達成している住居の数で環境基準達成率を評価する。

モーダルシフト P136

モード(様式、形態)をあるモードから他のモードにシフト(移動、置き換え)すること。貨物輸送の場合においては、トラックからより省力的、省エネ、低公害の鉄道又は海運へ転換し、トラックとの複合一貫輸送を推進すること

を言う。

[や行]

要請限度 P148

市町村長は指定地域内で自動車騒音又は振動の測定を行った結果、自動車騒音又は振動のレベルが総理府令で定めた要請限度を超え、道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認められた場合、県公安委員会に対し道路交通法による措置をとるべきことを要請し、騒音については道路管理者、関係行政機関の長に対し防止に資する事項に関し意見を述べ、振動については道路管理者に防止のための措置をとるべきことを要請できるとされている。

溶融スラグ P79

ごみやその焼却灰を1200℃以上の高温で溶かし、冷却・固化してできるガラス状の物質。

路盤材やアスファルト合材の骨材として利用することができる。

[ら行]

ラムサール条約(特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約) P54

国境を越えて移動する水鳥の生息地としての観点を中心として国際的に重要な湿地の保全を図るため、湿地の登録制度を設け、登録湿地の保全と賢明な利用のための国際協力を推進することを目的としている。1975年に条約が発効し、我が国は1980年に24番目の締約国となった。2013年12月現在、締約国168か国、登録湿地2,169か所(総面積20,664万ha)で、我が国の登録湿地は46か所(137,968ha)である。

リスクコミュニケーション P206

人の活動によって加えられる環境への負荷が、環境中の経路を通じ、環境保全上の支障を生じさせるおそれを「環境リスク」という。この環境リスクを評価するための手法は「リスクアセスメント」と呼ばれており、この結果に基づく対策として、許容できないリスクは無くすか、最小限にすることが図られる。このリスク等について、事業者・住民・行政が情報の共有化を図る取組が「リスクコミュニケー

ション」と言われており、「環境対話集会」などの形式がある。

硫酸ピッチ P106

A重油や灯油等の炭化水素油と硫酸との混合物で、強い酸性を有する黒褐色のタール状の物質。酸性が強いことから、ドラム缶などの容器を腐食させ周囲に流出し、土壌等周辺環境を汚染するとともに、雨水など空気中の水分と触れることにより、亜硫酸ガスを発生させ、人体へ悪影響を及ぼすおそれがある。

緑化協定 P60

千葉県では、「自然環境保全条例」第26条の規定により、一定規模以上の工場用地、住宅用地等の土地所有者又は管理者を対象として、緑化の実施及び維持管理についての協定を、企業・地元市町村・県の三者で締結している。

公害、災害等の防止のみならず、都市部に著しく不足している緑地の保全・創造に寄与している。

緑地率 P63

用地の面積に対する保存緑地及び樹木植栽による造成緑地の占める割合。

緑地協定 P60

土地所有者等の合意によって、既存の樹木等緑地の保全や生垣の設置等緑化に関する協定を締結し、住民の積極的な協力によって計画的な緑化の推進を図る制度。

レッドデータブック P38,69

絶滅のおそれのある野生動植物の種をリストアップしその現状をまとめた報告書。名称は、IUCN(国際自然保護連合)が初めて発行したものの表紙に赤い紙が使われていたことによる。我が国における最初の作成は、動物については1991年に環境庁から、植物については1989年に(財)日本自然保護協会・世界自然保護基金日本委員会から、それぞれ作成されている。

その後、環境省により定期的に見直しが行われている。